

文京区公金管理運用方針

2019 文会第 490 号令和 2 年 3 月 5 日 区長決定

1 目的

この方針は、文京区会計管理者が管理する公金について、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な運用を行うため、その管理の原則及び方法を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、歳計現金及び歳入歳出外現金並びに基金に属する現金及び有価証券について適用する。

3 公金管理の原則

公金管理に当たっては、優先度の高い順に安全性、流動性及び効率性を確保することを原則とする。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保をするため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払等に支障を来さないよう、必要となる資金を確保するとともに、緊急の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の確保

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用の収益性に配慮し、効率性の確保に努める。

4 公金管理計画の策定

会計管理者は、毎年度、この方針に基づき公金管理計画を策定する。

なお、策定に当たっては、文京区公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）に諮り、必要に応じて文京区公金管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の意見を聴いた上で決定する。

また、会計管理者は、公金管理計画に基づく公金管理の実績を取りまとめ、委員会に報告した上で公表する。

5 公金管理の実施

(1) 保管及び運用の基本的考え方

安全性及び流動性を確保しつつ、適切にリスク管理を行い、より効率的な運用を行うものとし、公金全体における金融商品の構成が最適なものとなるよう努める。

(2) 調達方法

資金不足に備えて調達する必要がある場合は、繰替運用又は一時借入金の借入れのうち、効率性の高い方法を用いる。

(3) 取引方法

保管、運用及び調達に当たっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方法を用いる。

6 金融商品の選択

(1) 保管及び運用の原則

保管及び運用に当たっては、当該金融商品を満期又は期限まで持ち切ることが原則とする。ただし、次に掲げる場合は、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

ア 公金の安全性を確保するために必要な場合

イ 流動性を確保するためにやむを得ない場合

ウ 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該金融商品の入替えを行う場合

(2) 歳計現金等

ア 保管方法

歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金（以下「歳計現金等」という。）の保管は、次に掲げる金融商品により行う。

(ア) 当座預金

(イ) 普通預金

(ウ) 通知預金

(エ) 定期預金

(オ) 譲渡性預金

(カ) 別段預金

- イ 保管期間の上限
歳計現金等の保管は、原則として一会計年度内とする。

(3) 基金

ア 運用方法

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金（以下「積立基金」という。）の運用は、次に掲げる金融商品により行う。

- (ア) 普通預金
- (イ) 定期預金
- (ウ) 譲渡性預金
- (エ) 別段預金
- (オ) 外貨預金（満期日の為替レートを予約し、受取円貨額を確定できるものに限る。）
- (カ) 国庫短期証券
- (キ) 国債
- (ク) 政府保証債
- (ケ) 地方債
- (コ) 財投機関債
- (サ) 財投機関債に準ずる債券（元利金支払の確実性が非常に高いと判断される格付けを取得しているもの又はそれと同等と判断するもの）
- (シ) 金融債

イ 運用期間の上限

積立基金の運用は、各基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画等を勘案し1年を超えて行うことができるものとし、運用期間は10年を上限とする。

なお、3年以上の運用を行うときは、企画政策部財政課長に協議するものとする。

7 預金の取扱い

(1) 預金の原則

預金については、経営の健全性等が認められる金融機関の金融商品とする。

(2) 経営状況の評価・分析

預金先の金融機関の経営状況については、定期的に得られる決算資料、ディスクロージャー誌等に基づき、健全性、地域性等を総合的に評価・分析するものとする。

なお、健全性については、自己資本比率、不良債権比率及び預金量等を踏まえて判断することとする。

(3) 金融機関への対応

預金先の金融機関の経営状況に応じて、次に掲げる対応を講ずる。

なお、イからエまでの対応に当たっては、委員会に諮り、必要に応じてアドバイザーの意見を聴いた上で講ずる。

ア 経営方針等のヒアリング

イ 預入期間、預入金額及び預金商品の制限

ウ 新規預金の停止

エ 中途解約

8 債券の取扱い

(1) 債券の原則

債券については、経営の健全性、社会貢献性等が認められる債券発行体のものとする。

なお、6 (3) アに定める金融商品のうち、有価証券（カ）から（シ）までについては、保管先金融機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる金融機関で保管するものとする。

(2) 経営状況の評価・分析

債券発行体及び保管先金融機関の経営状況については、定期的に得られる決算資料、ディスクロージャー誌等に基づき、健全性等を総合的に評価・分析するものとする。

なお、健全性については、格付け、自己資本比率等を踏まえて判断することとする。

(3) 債券発行体及び保管先金融機関への対応

債券発行体及び保管先金融機関の経営状況に応じて、次に掲げる対応を講ずる。

なお、イからエまでの対応に当たっては、委員会に諮り、必要に応じてアドバイザーの意見を聴いた上で講ずる。

ア 経営方針等のヒアリング

イ 債券の保有期間及び金額の制限

ウ 新規購入の停止

エ 中途売却

9 公金管理体制のあり方

公金管理に従事する者は、扱う資金が区民から預かった公の財産であることを自覚し、法令及びこの方針を遵守することはもとより、一般の資金運用者が払うべき注意を怠ってはならない。

10 方針の見直し

金融環境の変化等により必要と認めるときは、この方針を見直すものとする。

11 委任

この方針に定めるもののほか、必要な事項は、会計管理者が別に定める。

付 則

- 1 この方針は、令和2年3月5日から施行する。
- 2 文京区公金管理・運用方針（平成14年2月12日付13文収第602号）、文京区金融機関選択基準（平成14年2月12日付13文収第603号）及び文京区債券運用指針（平成14年2月12日付13文収第604号）は、廃止する。